平成２２年（フ）第８２０４号
大阪府高槻市登町20番Ｂ33―201号
債務者　松田美奈恵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２６７号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目６番24号
債務者　浦上　修一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３１号
大阪市鶴見区鶴見６丁目８番３号　201号
債務者　都島区専売所こと　杉谷　　稔
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４６８号
大阪府吹田市江の木町17番16―1203号
債務者　北株　恵一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６２２号
大阪市中央区南船場１丁目16番23―411号
債務者　イデア・デザイン・アソシエイツこと
岩﨑　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３８号
大阪府守口市金田町２丁目２番１―403号
債務者　中村　洋一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７１４号
大阪府守口市金下町１丁目１番２―101号
債務者　仕子かおり
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２２号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目６番57号　グリーンコート播磨町Ｃ棟103号
債務者　村上　睦子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９４１号
大阪市東淀川区北江口２丁目15番19号
債務者　奥村　克尚
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９４２号
大阪市港区弁天１丁目２番30―1402号
債務者　白井　千賀
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９００６号
大阪府東大阪市鴻池徳庵町２番15―615号
債務者　谷口　　司
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０２９号
大阪市西成区千本南２丁目11番14号
債務者　岸本　恭子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１１５号
大阪市天王寺区東高津町１番９号　グランドマンション上六501号
債務者　川上　洋一
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１９３号
大阪府守口市東郷通３丁目10番４号
債務者　古城　眞弓
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２０５号
大阪市中央区島之内２丁目２番６―402号
債務者　小泉　孝至
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２２５号
大阪市住吉区南住吉２丁目３番２号　サウス住吉602号
債務者　門脇　啓子（旧姓槇田・白尾）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２２８号
大阪市港区市岡１丁目６番４号　サンハイツ市岡402号
債務者　吉田　栄枝
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２３６号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目７番20号
債務者　相馬　利子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部